

令和6年度委託訓練事業における介護分野・
障害福祉分野への就職支援パッケージの実施について

岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室

標記の事業について、令和2年11月19日付厚生労働省事務連絡「令和3年度委託訓練事業における介護分野・障害福祉分野への就職支援パッケージの実施準備について」により、国委託訓練実施要領に基づいて、以下のとおり実施することとします。

なお、国委託訓練実施要領が改正された場合は、取扱いに変更が生じる場合があります。

1 目的

介護未経験者等に対して、介護分野及び障害福祉分野（以下「介護分野等」という。）の事業所における職場見学、職場体験、職場実習を訓練カリキュラムに盛りこんだ職業訓練コースを実施することにより、離職者の再就職及び人材不足が顕著な介護分野等における人材確保を促進することを目的とするものです。

2 訓練コースの設定

(1) 訓練内容について

知識等習得コースとして実施することとしますが、その訓練期間は2か月以上1年以下とし、以下のいずれかに該当する研修が含まれる職業訓練を実施するものとします。また、1月当たりの訓練設定時間は100時間を標準（ただし、50時間以上）とします。

ア 介護職員初任者研修

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程の研修

イ 生活援助従事者研修

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の研修

ウ 居宅介護職員初任者研修

指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）第1条第3項に規定する居宅介護職員初任者研修

エ 介護福祉士実務者研修

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する介護福祉士の資格取得を目指し介護等の業務に従事している者（実

務者) のために行われる研修

(2) 職場見学等の実施

ア 職場見学等の設定

訓練カリキュラムに職場見学、職場体験、職場実習（以下「職場見学等」という。）のいずれかを組み込んでください。

職場見学等の受入先は、特別養護老人ホーム、グループホーム、デイサービス、ショートステイ、訪問介護、障害福祉施設などの中から訓練受講者の就業ニーズを踏まえて選定し、訓練受講者それぞれについて、複数（2か所以上）の施設における職場見学等を実施してください。

なお、同一敷地内で同一法人が運営する複数の施設で職場見学等を行った場合や、同一施設内で複数の介護サービスや障害福祉サービスについて職場見学等を行った場合は、それぞれを1か所としてカウントしますが、複数のサービスを一体的に提供する施設（小規模多機能型居宅介護事業所等）については、原則として1か所とカウントしてください。

イ 職場見学等の実施時間

総訓練設定時間のうち、職場見学等の実施時間（合計）は、6時間以上としてください。

ウ 職場見学等の実施方法

職場体験及び職場実習は、介護分野等の事業所の現場で実施するものですが、職場見学のみはオンライン(通信の方法のうち、テレビ会議システム等を使用し、講師と訓練生が映像・音声により互いにやりとりを行う等の同時かつ双方向に行われるもの)で行うことが可能であることとします。

3 委託費等に係る留意事項

(1) 職場見学等推進費

当該訓練コースの委託費は、訓練実施経費及び就職支援経費に、職場見学等推進費を加えて算出することとします。

ア 職場見学等推進費の単価

職場見学等推進費は、以下の算定方法で算出する「職場見学等実施率」が80%以上である場合に支払うこととし、単価は訓練受講者1人当たり10,000円（外税）とします。ただし、職場見学等推進費については、国委託訓練実施要領第1章第11「委託費の支払い」（1）、（7）及び（8）を準用することにより得た額とします。

<職場見学等実施率>

職場見学等実施率 = $(b + c) \div (a + c - d) \times 100$ ※小数点以下切り捨て

a : 修了者

- b : 修了者のうち2か所以上かつ6時間以上職場見学等に出席した者
- c : 中途退校者のうち2か所以上かつ6時間以上職場見学等に出席した者
- d : 修了者のうちやむを得ない理由（委託料支払いの算定基準において例外となる欠席（県が認めるものに限る。）により2か所以上かつ6時間以上職場見学等に出席できなかった者

イ 職場見学等推進費の支払額

職場見学等推進費は、以下によって計算される額を支給します。

<職場見学等推進費の支払額>

入校者数×職場見学等推進費

(2) 職場見学等の確認方法

ア 委託先機関の公募時の確認

委託先機関の公募を行う際において、県が指定する「職場見学等実施計画書」を提出し、県は、この時点で上記2（2）に定める要件（以下「上乗せ要件」という。）を満たす見込みがあることを確認します。見込みがない場合は、必要に応じて、上乗せ要件を満たす内容に修正するか否かを訓練実施機関に確認します。

確認の結果、該当する訓練コースとして委託する場合には、県の会計規則等に従い、職場見学等推進費対象コースとしての契約を締結するものとします。

イ 訓練終了後の確認

委託先機関は、職場見学等を実施する都度、県が指定する「職場見学等実施報告書 受入先事業所確認票」を作成し、受入先事業所の確認を受けてください。また、訓練終了後、県が指定する「職場見学等実施報告書」を提出してください。県は、職場見学等実施率が80%以上となっているか確認を行った上で、職場見学等推進費を支払うものとします。

なお、訓練期間が3か月を超える場合、国委託訓練実施要領第1章第11により3か月毎に訓練実施経費を支払うことは可能ですが、職場見学等推進費は訓練終了後に支払うものとします。

(3) その他

国委託訓練実施要領が改正された場合は、取扱いに変更が生じることがあります。